

国立大学法人東京外国語大学における教員の任期に関する規程

〔平成21年 3月31日〕
規 則 第 51 号

改正 平成21年 5月19日規則第151号 平成23年 3月31日規則第24号
平成23年11月22日規則第45号 平成24年 3月27日規則第52号
平成25年 3月26日規則第24号 平成27年 3月24日規則第39号
平成28年 3月25日規則第36号 平成29年 3月21日規則第30号
平成30年 4月24日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき国立大学法人東京外国語大学（アジア・アフリカ言語文化研究所を除く）における教員の任期に関し必要な事項を定める。

(教育研究組織及び職種)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 採用に際しては、文書により、採用される者の同意を得なければならない。

(定年)

第4条 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）の規定による定年は、この規程による任期に優先して適用する。

(周知)

第5条 この規程を定め、又は改正したときは、東京外国語大学学報等により、広く周知を図るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学大学院における教員の任期に関する規程（平成9年10月22日制定）、国立大学法人東京外国語大学外国語学部における教員の任期に関する規程（平成18年3月28日制定）及び国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センターにおける教員の任期に関する規程（平成20年1月7日制定）は、廃止する。
- 3 平成21年3月31日現在、前項の廃止規程により任用されている者にあつては、この規程に定める職として任用されたものとみなし、その任期についてもなお従前の例による。
- 4 平成21年3月31日現在、第2項の廃止規程に基づき、地域文化研究科国際文化講座に任用されている者にあつては、平成21年4月1日に配置された組織においてもなお当該規程に基づき任用されたものとみなし、その任期についてもなお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の対象となる教員は、この規程の施行後において採用する教員から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 24 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表 法第 4 条第 1 項の規定に基づき任期を定めて任用する教員の職

教育研究組織又はプロジェクト名等		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠条項
部 局 名	部門、研究部門等				
大学院総合国際学 研究院 大学院国際日本学 研究院	全部門 優れた若手研究者 の採用拡大支援事 業	講師又 は助教	4 年以内 で定める 期間	1 回に限 り可。 ただし、 再任の場 合の任期 にあって は 1 年と する。	法第 4 条第 1 項第 3 号